

児童手当現況届の提出は6月中に！

◎目的

児童を養育している人に手当を支給し、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全な育成と資質の向上を目的としています。

◎支給対象

小学校6年生までの児童（12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に支給されます。ただし、所得が一定額以上の場合は支給されません。



◎特例給付

所得制限により児童手当を受けられない方は、その人の前年所得が一定額未満の場合に限り特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

◎支給額（月額）

児童の年齢及び出生順位		支給月額(1人につき)
3歳の誕生月分まで	出生順位にかかわらず	10,000円
3歳の誕生月の翌月から	第1子・第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円

◎手当の支給

児童手当の支給は、定請求をした月の翌月から支給されます。支給月は毎年2月・6

月・10月の3回で、それまでの前月分までを支給します。

◎申請

出生、転入等により新たに手当を受ける対象となつた方は、請求手続きをして下さい。

【請求に必要なもの】

- ①認定請求書
- ②健康保険証の写し、または年金加入証明書（請求者がサラリーマンの場合）
- ③金融機関（郵便局以外で請求者名義）の口座番号のわかるもの
- ④所得証明書（請求する年1月1日に横芝光町に住所がなかつた方）
- ⑤印鑑（認印）
- ※提出先 住民課総合調整窓口・福祉課

6月は動物の正しい飼い方推進月間です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

- 動物を飼うことのできる環境であるかどうか、家族でよく考えましょう。
- 動物に起因する感染性の疾病の予防のために注意を払いましょう。また、過剰なふれあいは控え、動物にさわつたら必ず手を洗いましょう。
- 動物には、飼い主が分かるよう、名札などをつけましょう。犬の首輪には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが義務づけられています。ねこは屋内で飼いましょう。犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる場合は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- 犬やねこに、公の場所や人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。犬・ねこには、排泄場所などのしつけをすることができます。犬が散歩中にフンをした場合は、飼い主の責任で持ち帰るなどきちんと始末しましょう。
- やさないために、親犬・親ねこは、やさないために、親犬・親ねこには不妊・去勢手術をしてください。
- 動物は責任をもつて最後まで面倒をみましよう。犬やねこが飼えなくなつた場合は、新しい飼い主を探してください。どうしても飼えなくなつた場合には、動物を絶対に捨てずに動物愛護

動物の正しい飼い方推進月間

◆問い合わせ
山武健康福祉センター（保健所）
☎ 0475(54)0611
千葉県動物愛護センター
☎ 0476(93)5711
(財)千葉県動物保護管理協会
☎ 043(24)7814

犬の正しい飼い方・しつけ方教室「基礎講座」

公共の場所等をフンで汚さないよう適正な処理方法や、犬からの危害や被害の防止などを学ぶ基礎講座を実施します。

▼内 容

学科・実技（犬同伴） 一般の方 3,500円
各1時間程度 賛助会員（当日加入） 3,000円
（継続加入） 2,500円

◆問い合わせ 千葉県動物愛護センター
☎ 0476-93-5711